

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	助産所の開設許可		
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第7条第1項		
関係条項	医療法第7条第4項、同条第5項、第12条第2項、第19条、第20条、第23条第1項 同法施行規則第17条		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>	
	審 査 基 準	<p>1 開設者は、原則として医療法人その他営利を目的としない法人であること。</p> <p>2 管理者として、他の助産所を管理する者でない助産師が置かれること。</p> <p>3 名称は、地名を冠する等、当該助産所の内容に照らし合わせて相当でない認められる名称でないこと。</p> <p>4 嘱託医師及び嘱託医療機関が定められていること。</p> <p>5 助産所の構造は、清潔を保持できるものであり、衛生上、防火上及び保安上安全と認められること、並びに医療法施行規則第17条に規定する基準を満たすこと。（収容室の床面積については、手洗設備、床置き空調機、ロッカー、タンス等が占める面積を差し引いた面積が、医療法施行規則第17条第1項第2号に規定する面積を超えること。）</p> <p>6 助産所は、他の施設と独立した構造であること。</p> <p>7 収容室は、建築基準法第28条に規定する採光面積、開放面積を有すること。</p>	
設定・最終変更年月日		平成9年4月1日設定	平成26年2月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ㊦ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7 ㊦ ・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ㊦ ・月（健康局保健所医務薬務課）</p>	
設定・最終変更年月日		平成9年4月1日設定	令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名		健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	助産所の開設許可事項の変更の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法 (法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第7条第2項	
関係条項	医療法第7条第4項、第12条第2項、第19条、第20条、第23条第1項 同法施行規則第17条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>1 「助産所の開設許可」の「審査基準」の2から7までに掲げる基準のとおりとする。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	<p>総期間 25 ⑩ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）</p>
	[内訳と機関名]	<p>經由機関 7 ⑩ ・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ⑩ ・月（健康局保健所医務薬務課）</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所又は助産所の開設者による管理の免除の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法 (法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第12条第1項	
関係条項		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 病気療養のために管理することができないと認められるとき。</p> <p>② 海外旅行をするとき。</p> <p>③ 上記のほか、公職に就任する等やむを得ない理由があると認められるとき。</p>
	設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成9年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ⑤ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	
	経由機関 7 ⑤ ・月（各保健センター） 協議機関 日・月 処分機関 18 ⑤ ・月（健康局保健所医務薬務課）	
設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成9年4月1日設定	令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所又は助産所の管理者兼任許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第12条第2項	
関係条項	医療法施行規則第9条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
		<p>1 現に管理する診療所又は助産所が収容施設を有さないこと。</p> <p>2 新たに管理しようとする診療所又は助産所は、原則として、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 山間へき地又は無医地区にある収容施設を有さない診療所又は助産所</p> <p>② 職域診療所</p> <p>③ 社会福祉施設内診療所</p> <p>④ 人口急増地域等で医師不足のため、地域住民の医療に支障を生じている地域にある収容施設を有さない診療所又は助産所</p> <p>⑤ 休日夜間診療所等地域における特殊な医療需要のために開設された公的診療所</p> <p>3 現に管理する診療所又は助産所と新たに管理しようとする診療所又は助産所との連絡時間が概ね30分以内であること。</p> <p>4 現に管理する診療所又は助産所と新たに管理しようとする診療所又は助産所の診療日又は診療時間が重複しないものであること。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ㊦・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7 ㊦・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ㊦・月（健康祉局保健所）</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	収容施設を有する診療所若しくは助産所の使用許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法 (法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第27条	
関係条項	医療法第20条 / 同法施行規則第16条、17条、19条、第19条の2、第22条の2	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
		<p>1 医療法第7条第1項又は第2項に規定する開設許可又は開設許可事項変更許可のとおり工事が完成していること。</p> <p>2 医師若しくは歯科医師又は助産師が開設している診療所又は助産所の構造設備を変更する場合は、医療法施行規則第16条又は第17条に規定する構造設備の基準を満たすこと。</p> <p>3 建築基準法、消防法、福祉のまちづくり条例その他の法令により、工事完了検査等を受けなければならないものについては、それらの検査を受け、検査済証の交付を受けていること。</p> <p>4 その他、衛生上、防火上及び保安上の問題が認められないこと。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ㊦ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7 ㊦ ・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ㊦ ・月（健康局保健所医務薬務課）</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	